

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年5月7日(水) 15時00分～15時30分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	前田雄俊
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項 第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見について
報告事項 第2号 農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副局長・農地係長事務取扱	獅子田 正臣
副主幹	山口 徳康
主事	和 穎 玲

7. 会議概要

議 長

ただ今から、令和7年第5回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、7番 小田喜委員、9番山崎委員にお願いします。

なお、農地法第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1から2ページ、整理番号1から3について審議します。
事務局より説明をお願いします。

主 事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 正木 谷田 4606 番、登記地目、現況地目、共に田で 1,145 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内正木にお住いの 73 歳の方、譲受人も市内正木にお住いの 88 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で農作業ができないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、野菜を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号2 所在地は 伊戸 助郷浦 1754 番外 5 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 1,031 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内伊戸にお住いの 68 歳の方、譲受人は市内館山にお住いの 61 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で農業ができないため譲り渡します。
譲受人は、この農地を譲り受け、ストックを栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 3 所在地は 出野尾 田々 99 番 1 外 4 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 2,095 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内八幡にお住いの 56 歳の方、譲受人は市内出野尾にお住いの 70 歳の方です。

事由としては、譲渡人は仕事で耕作が難しくなったため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

以上、全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第 2 項第 6 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

議 長

説明は以上です。

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の 3 ページ、整理番号 1 について審議します。

事務局より、説明をお願いします。

主 事

資料 3 ページ、整理番号 1 所在地は 上野原 下長田 105 番 7 外 3 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計面積 687 m²の案件です。

申請人は市内高井にお住いの方です。

転用の事由及び施設は、現在、賃貸経営をしているが、自己所有地に駐車場を設置し、不足している入居者用の駐車場の充実を図りたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 4 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第 4 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第 4 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 7 年 6 月 10 日に工事着手し、令和 7 年 7 月 31 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

よって「許可相当」と判断します。

議 長

説明が終わりました。

整理番号 1 については、駐車場の申請になります。
1 番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の4ページ、整理番号1から3について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主 事

資料4ページ、整理番号1 所在地は 亀ヶ原 横峯 888番5、登記地目、現況地目、共に畑で面積912㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は大阪市の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギーの普及を行っており、太陽光パネルを設置し、収益を上げたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年7月1日に工事着手し、令和7年9月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2と3は一体での事業ですので、一括して説明いたします。所在地は 水岡 内田 857番1外3筆、登記地目、現況地目、共に田が3筆、畑が1筆の合計面積1,077㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は新宿区の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、太陽光パネルを設置し、収益を上げたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年8月1日に工事着手し、令和7年8月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

議長

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

説明が終わりました。

整理番号1については、太陽光パネル164枚を建設するための申請になります。

1番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号2及び3については、太陽光パネル160枚を建設するための申請になります。

3番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、報告事項第1号「農用地利用集積等促進計画案への

意見について」を報告します。

資料の 5 から 18 ページ、整理番号 1 から 14 について、事務局より説明をお願いします。

副 主 幹

まず、「農用地利用集積等促進計画」についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農地中間管理事業を利用する場合は、この「農用地利用集積等促進計画」を定めなければならない、この計画を定めたときは、農業委員会に意見を聴かなければならないとされています。

今回、意見照会のあった促進計画案は、資料の 8 から 14 ページの合計 14 件です。農業委員会は、促進計画案に対する意見とともに、借受人の農家要件等を確認します。

農家要件等を確認する借受人は、資料の 16 から 18 ページのチェックリストにありますように、個人 7 件、法人 1 件です。確認する要件は、「その者が権利設定を受ける農用地の全てを効率的に利用するか」、「農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるか」です。

事務局において、各要件を満たしていることを確認し、計画案に対する意見なしとして、資料 15 ページのとおり回答しました。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 2 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の 19 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主 事

整理番号 1 所在地は 正木 新田 4530 番、登記地目、現況地目、共に田で 2,958 m²です。

申出者は市内正木にお住まいの方です。

申出理由は、高齢のため耕作できないとのこと。

説明は以上です。

議 長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を 2 名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員 2 名
にお願いすることになっております。

整理番号 1 について、那古地区ですので、石井 俊之推進委員と渡
邊推進委員にお願いします。

以上で、第 5 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 30 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉 田 恒 雄

館山市農業委員会委員

小 田 喜 承 平

館山市農業委員会委員

山 崎 日 志